

子どもの健やかな成長のための 養育費・面会交流等 支援

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるため、養育費の確保や面会交流についての補助を行っています。

◆養育費の確保のための公正証書等作成費用の補助

ひとり親家庭の児童の養育費について、確実に継続した支払い・受け取りをするために必要となる公正証書などの取得費用を補助します。

対象者

町内に住所を有する、次のすべてを満たす人

- ①申請時にひとり親家庭であること
- ②養育費の取決めに費用を負担したこと
- ③養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ④養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養していること
- ⑤過去にこの補助金を交付されていないこと



補助金額

対象経費の全額
(上限2万円)

対象となる費用

- 養育費の取決めにかった経費のうち、以下の費用
- (1)公証人役場に支払った費用(公証人手数料および用紙代など)
 - (2)家庭裁判所の調停申立てや裁判用の収入印紙代
 - (3)戸籍謄本等添付書類取得費用
 - (4)連絡用郵便切手代

◆離れて暮らす親子の面会交流の補助

離婚により離れて暮らす父母と子の面会交流について、第三者機関の支援を利用した費用を補助します。

対象者

町内に住所を有する、次のすべてを満たす人

- ①申請時にひとり親であること
- ②満15歳未満の子との面会交流を希望する別居親/別居親と面会交流を希望する同居親
- ③面会交流の実施について父母間で書面による取決めがあること
- ④面会交流支援を利用する費用を負担していること

補助金額

支援1回あたり
上限5,000円

※補助回数は、支援を受ける
父母1組につき最大12回
まで

対象となる費用

次のいずれかの面会交流支援を利用するために、支援団体に支払った支援費

- (1)引き渡し支援：面会交流当日に子どもを引き取り、面会交流の相手方に引き渡す援助のこと
- (2)付き添い支援：面会交流の場に付き添う援助のこと
- (3)連絡調整支援：父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時や場所などの調整を行う支援のこと

※詳しい要件や申請方法は、ホームページをご覧ください。

町ホームページ▶



申請・問い合わせ先

福祉課 福祉支援室

☎ 0859-68-5534